（別紙１）

公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

第１　趣旨

この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定に基づく指定管理者制度の導入に伴い、県の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除に関し必要な措置を講ずるための体制を確立し、もって公の施設の適正な管理の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第２　排除措置の対象者、該当事項及び内容

１　県の公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとし、又は当該指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者等」という。）、指定管理者等の代表者等（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は指定管理者等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、県は、その排除のため必要な措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団関係者である場合

(2)　暴力団関係者を利用した場合

(3)　いかなる名目をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

(4)　暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している場合

２　１の「必要な措置」は、次の表のとおりとし、同表の該当事項の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の措置内容の欄に記載する措置を講ずるものとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">該当事項</th><th colspan="2">措置内容</th></tr>
<tr><th>指定管理候補者選定時</th><th>指定管理者指定後</th></tr>
<tr><td>(1)ア　１の(1)に指定管理者等の代表者等が該当する場合</td><td>指定管理候補者として不選定</td><td>指定の取消し</td></tr>
<tr><td>イ　１の(1)に指定管理者等の被用者が該当する場合</td><td rowspan="4">必要な指示又は指定管理候補者として不選定</td><td rowspan="4">必要な指示、管理業務の停止又は指定の取消し</td></tr>
<tr><td>(2)　１の(2)に該当する場合</td></tr>
<tr><td>(3)　１の(3)に該当する場合</td></tr>
<tr><td>(4)　１の(4)に該当する場合</td></tr>
</table>

第３　第２に定める事項の運用基準

１　「法人等の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。

(1)　出資者として事実上経営を支配していると認められる者

(2)　顧問、相談役等の肩書きを持つ等経営に関与していると認められる者

(3)　その他経営に実質的に関与していると認められる者

２　「暴力団関係者」とは、次のものをいう。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を

経過しない者

(3)　(1)又は(2)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等

3　「暴力団関係者を利用した場合」とは、次の場合をいう。

(1)　指定管理者の選定に当たり、暴力団関係者を利用して、自らの団体等が有利となるよう他の団体等を妨害した場合

(2)　暴力団関係者を利用して、特定の団体等を再委託者として使用するように強要した場合

(3)　暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債権の放棄又は不当な値引きを強要した場合

(4)　暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債務の履行を強要した場合

(5)　暴力団関係者に紛争等の解決を依頼した場合

(6)　その他自ら若しくは第三者が不正な利益を得、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団関係者を利用した場合

4　「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合」とは、次のような場合をいう。この場合において、「与えた」とは、自発的に行う場合をいい、脅迫によるものは含めないものとする。

(1)　用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合

(2)　暴力団関係者が行う冠婚葬祭等社会的儀礼行為、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理事」や諸行事にいかなる名目であれ、資金的援助をした場合又は祝い金等の金銭や物品を供与し、若しくは建物、駐車場等を供与した場合

(3)　暴力団関係者に対し、その事業の遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等又はその者の住居の用に供する建物を提供し、貸与し、支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合

(4)　暴力団関係者を業務の再委託者又は資材等の納入者として使用した場合

5　「暴力団関係者との密接な交際関係」とは、次のような交際関係にあることをいう。この場合において、当該交際関係の認定に当たっては、その頻度、範囲等、当該交際関係にあることの正当な理由及び暴力団関係者であることの認識の有無を総合的に勘案するものとする。

(1)　暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交遊をすること。

(2)　暴力団関係者との旅行に同行すること。

(3)　暴力団関係者と飲食を共にすること。

(4)　暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること又は自ら主催する冠婚葬祭等の行事に暴力団関係者を招聘(へい)すること。

(5)　暴力団事務所若しくは暴力団関係者宅に出入りすること又は指定管理者等の事務所若しくは指定管理者等の代表者等若しくは指定管理者等の被用者の自宅に暴力団関係者が出入りすること。

(6)　暴力団関係者の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織の会員になること又はその顧問等に名を連ねること。

附　則

この要領は、平成18年11月14日から施行する。